

第1410回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成31年4月25日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時50分

2 場 所 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子

4 欠席者 委 員 高乗 秀明

5 傍聴者 0人

6 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1409回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案3件，報告2件

イ 非公開の承認

議案1件，報告1件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 議決事項

議第1号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について（高等学校）

（事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長）

高等学校使用教科書の採択に関わる「基本方針」及び「選定の観点」について、説明させていただきます。

まず、「教科書採択に関わる基本方針」についてである。

おおむね例年通りであるが、昨年度から内容を一部変更している。基本方針の3について、京都市が目指す子ども像の文言を一部変更したことに伴い、『「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」の育成に資するものであること。』に変更している。昨年度は、「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」としていた。

「1 学習指導要領の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。」

「2 京都市の学校教育の基本方針，教育課程の内容，構成，授業時数，編成・実施上の配慮事項等を示した『京都市立学校教育課程編成要領』に則したものであること。」

「3 京都市が目指す子ども像である『伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども』の育成に資するものであること。」「4 一人一人の子どもの学力向上に向け、基礎的・基本的な知識・技能の習得とその活用を目指した学習活動の充実に寄与するものであること。」「5 基本的人権の尊重の視点に立ち、人権文化の担い手を育成するとともに、子どもの道徳性を養うものであること。」を採択にかかる「基本方針」としたく考えている。

次に、教科書採択に関わる「選定の観点」である。

教科書採択に関わる「選定の観点」については、各教科の選定の視点の共通性を図るため、基本方針から各教科の教科書選定につなげるものとして、特に重視すべき7つの項目を設定し、教科書を選ぶための視点を明確にしたものである。7つの項目については、内容に変更はない。

「①基礎的・基本的な知識・技能」，「②思考力・判断力・表現力等」，「③学習意欲」，「④言語活動の充実」，「⑤問題解決的な学習・探究能力の充実など，生涯にわたって学び続ける力」，「⑥各教科独自の観点・他教科等との関連」，「⑦基本的人権の尊重・道徳性の育成」の7項目を設定している。

議案としてお諮りする「基本方針」及び「選定の観点」の説明は以上である。

続いて、教科書採択に関わる事務の概要について説明させていただきます。

小・中学校では、通常4年に1回、全市共通の1種類の教科書を採択するところ、育成学級、高等学校及び総合支援学校では、毎年、各教科で複数の教科書を採択し、その中から各校種の管理運営規則に従い、各校で使用する教科書を学校長が定めている。

続いて、「2 教科書選定委員会について」である。

教科書選定委員会では、本日、審議いただく「基本方針」及び「選定の観点」に基づき、具体的な調査研究を、教科書選定委員会内に設置する調査研究部会で行う。調査研究部会での検討結果を踏まえて、教科書選定委員会で使用教科書を選定し、教育長に答申する。

高等学校の「教科書選定委員会」は、昨年度同様に外部委員を含め40名程度の構成を検討中である。また、調査研究部会は各教科2名、計30名程度の構成を検討している。

「3 教科書検定の結果について」である。

説明資料の2ページを御確認いただきたい。高等学校において使用される教科書の検定については、主として第1学年用教科書の検定、第2学年用教科書の検定、第3学年用教科書の検定、検定なし、の4年のサイクルで実施されている。平成30年度は検定なしに当たる年度であるため、高等学校使用教科書の検定は実施していない。

高校では、令和4年度から新学習指導要領が学年進行で実施される。新学習指導要領に対応した第1学年用の教科書は、令和2年度に検定があり、令和3年度に採択することとなる。従って、基本方針も令和3年度から新学習指導要領に対応した内容に変更する。現行指導要領下における採択については、本日議案としてお示しした基本方針を使用したい。

「4 教科書展示会について」である。

「総合教育センター」、「右京中央図書館」及び京都府所管の「京都教科書センター」の3カ所において実施するが、これらはいずれも法令によって設置している、京都市内における「教科書センター」である。

京都市の施設における展示期間については、開かれた教科書採択の一環として、法定展示期間である、6月14日から14日間の開催期間を拡大して、約1ヶ月にわたり実施する予定としている。

最後に、「5 教科書採択の今後の予定」であるが、本日、基本方針等を議決いただいたら、5月中に教科書選定委員会を立ち上げ、教育長の諮問に応じて調査研究部会等で十分な審議を経たうえで教科書採択についての答申を行う。その後7月中旬～下旬の教育委員会にて教科書選定委員会の答申を勘案し、使用教科書を採択いただきたいと考えている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】令和3年度から新たな基本方針に変えるとのことだが、選定の観点も変わってくる予定か。

【事務局】変更の予定である。現在は全校種共通のものとして定めているが、次回の教育委員会において提案予定の小学校の新たな基本方針及び選定の観点がベースとなると考えている。

(議決)

教育長が、議第1号 教科書採択に関わる基本方針及び選定の観点について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第2号 京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

本件は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の継承により元号が改められること等に伴い、様式の文言整理を主とした規定の整備を行うものである。

京都市立学校に勤務する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害が発生したことによる公務災害補償の手続きについては、補償事由によって、同規則における第1号から第17号様式までを用いている。

この度は、元号が改められることに伴い、第2号様式にある「平成」の文言を削ることとし、併せて、各様式中の「宛て先」を、平仮名の「て」の無い「宛先」に改めるなど、各様式の文言整理を行うこととする。なお、経過措置として、従前の様式の使用については、当面の間は柔軟に対応していきたいと考えている。

施行期日は、本日議決をいただけたら、速やかに公布の手続きを行い、5月以降となる見込みである。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】被災者本人の性別欄を削除しているが、女性の学校医に診てもらいたい場合等に影響はないか。

【事務局】本人の希望に応じ個別に対応するので、影響はないと考える。

【星川委員】元号改正に伴う変更が必要な規則は、本件のみで良いか。

【事務局】事務局各課で見直しを行っており、教職員人事課としては本件のみである。

【奥野委員】「宛て先」の「て」を削除する意図は。

【事務局】他の文言修正も含め、今回の改正を機に、本市全体の文書規定に基づき改めて整理したものである。

(議決)

教育長が、議第2号 京都市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

エ 報告事項

報告 平成31年度実施 京都市立学校教員採用選考試験について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長)

平成31年度実施 京都市立学校教員採用選考試験の概要について、御説明申し上げます。

全校種・職種を合わせた採用予定数は前年度比35名増となる335名程度で、6年連続300名以上となる募集を行う。また、中学校では全教科、高等学校では昭和61年度試験以来の募集となる書道を含めた8教科で選考を実施する。

試験制度について、他都市等の現職教諭を対象とした特別選考の試験内容を一部変更するほか、障害者の方を対象とした特別選考の出願資格の拡大、新たな試験免除制度の創設など、本市教育を担う人材確保に向けて、多様な観点から制度の見直しを図っている。

今後、少子化に伴う定数の減少が見込まれるものの、人材確保の観点から受験者数を一定数確保すること等も必要であり、全体の募集数については前年度比35名増の335名程度としている。内訳については、小・中学校、総合支援学校で10名増、高等学校で5名増、その他の校種・職種では前年度並みとしている。

試験日程について、全体のスケジュールは昨年度と概ね同様。他の自治体や民間企業との人材獲得競争の中、1次試験を7月6日(土)より実施し、2次試験合格発表を9月下旬に行う予定としており、優秀な人材確保に向けて選考を行う。

試験制度の主な変更について、現職教諭特別選考の1次試験内容については、現職教諭ならではの一定の勤務実績に裏打ちされた知見や経験、即戦力としての専門性の高さを測るため、これまで実施していた論文試験を廃止し、専門筆記試験の受験を必須とするとともに、培った経験を本市教育に活かせる資質や意欲をこれまで以上に見極めるため、個人面接の配点を変更し、加点措置を設ける形式とした。

障害者特別選考の出願資格の拡大については、昨年度まで身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に実施していたが、今年度から出願資格を拡大し、新たに精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方も対象とした試験を実施する。

また、本市教員を目指す方々に、引き続きチャレンジいただきたいとの観点から、前年度試験の第2次補欠合格者で、合格区分と同一の受験区分を受験する方を対象に、第1次試験を全部免除とする特例制度を新設した。

以上、試験制度については、優秀な人材確保に向けて、工夫・改善を図っている。

最後に、広報活動の充実について、既に、大学への出張説明会並びに志願者対象の採用試験説明会等を通じて、積極的な情報提供を行うとともに、魅力ある学校づくりにつながる「学校・幼稚園の働き方改革」の取組や京都ならではの教育実践についても説明を行い、教育に携わる魅力や素晴らしさを発信するなどして、受験者数の確保に努めている。そうした中、4月21日に開催した採用説明会では計291名の方々に参加いただいた。

以上、御説明致した内容で平成31年度実施 京都市立学校教員採用選考試験を実施して

まいる。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】志願者確保に向けてはどうか。

【事務局】今回、採用予定者数の拡大により、志願者確保につながればと考えている。

【在田教育長】昨年度、政令市の3都市において小学校の競争倍率が2倍を割っている状況である。

【事務局】道府県でも2倍を割っている自治体があり、全国的に志願者確保は厳しい状況。

【奥野委員】第2次試験補欠合格者に対する免除制度について、どういった趣旨か。

【事務局】これまでの試験制度は、前年度1次試験合格者は翌年度の1次試験を免除する仕組みであるが、2次試験補欠合格者は翌年度、1次試験から受験する必要があった。このため、本市教員を目指す方々に、引き続きチャレンジいただきたいとの観点から、導入したものである。

【野口委員】1次試験免除者に対し、2次試験で学力・知識面は問わないのか？

【事務局】1次試験を突破したものであるという前提で、2次試験では、集団面接、模擬授業、論文等により総合的に評価をしている。

【星川委員】障害者特別選考の出願資格の拡大について、他都市の状況はいかがか。

【事務局】他都市でも知的障害を対象として募集する例はあるときいている。労働局からも「出願資格を身体障害のみに限定するのは不適切」との指摘があることから、出願資格を拡大することとした。

【笹岡委員】障害者特別選考において、教員免許状の所有は原則不要というのはどういうことか。

【事務局】出願時点では不要で、合格後、京都府教育委員会から特別免許状が授与された場合、教諭等として正式採用する。特別免許状が授与されない場合、合格した校種・教科の臨時免許状の取得を条件として、臨時的任用の常勤講師として任用し、5年以内に普通免許状を取得すれば、教諭等として正式採用する。

【在田教育長】学校現場には、学生ボランティア等も多くいる。そうした方々が、いきいきと働く現場の教員をみて、少しでも多くの方が教師を目指してもらえるようにしていきたい。

【野口委員】学生のなかでも、免許は頑張って取得するが、「とりあえず取得する」という学生もいる。本気で教師を目指す学生がもっと増えてほしい。

【事務局】教育実習等の機会に「教師を目指したい」と思ってもらえるようにすることも大事である。

【星川委員】年間で何名くらいが市立学校で教育実習に来るのか。

【在田教育長】約600名。母校や自分の住んでいる地域の学校に行く方が多い。

【野口委員】教育実習前後の意識の変化等を把握するアンケートは実施しているか。大学において、教育実習に行く前後で学生に指導等行っているため、調査を行うことは可能。

【事務局】教員養成支援室とも連携し、対応してまいる。

オ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案1件、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

カ 議決事項

議第3号 教育に関する事務に係る平成31年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明 檜木 総務課長)

今回の補正予算については、「公共施設の緊急耐震対策」として、学校体育館の耐震改修を実施するために必要な経費1億円を計上するとともに、これに伴って債務負担行為を6,400万円増額するもの。

平成14年度に「一般財団法人 建築研究協会」が実施した学校体育館に係る耐震診断結果に不備があったことが判明したため、改めて診断を実施したところ、8校の体育館の耐震性が不足していることが判明した。このため、このうち7棟について、必要な耐震改修を行なうため、5月市会にて補正予算を計上するもの。なお、元新洞小学校については、コンクリート強度が著しく低く、耐震補強に適さない建築物であることも併せて判明したため、改修は実施せず、学校跡地活用の方針を検討することとしている。

耐震改修工事に伴い新たに必要となる経費については、耐震改修工事に伴い新たに必要となる経費5,650万円と、体育館リニューアル事業の前倒しに伴う経費4,350万円の計1億円である。今年度中に速やかに設計に着手し、平成32年度中には7棟の耐震改修工事を完了する予定である。

また、建築研究協会以外が実施した案件については、都市計画局において抽出調査等を行い問題がないことを確認しているが、念のため、耐震診断報告書を点検するための経費として、都市計画局が別途3,000万円を5月市会に計上する。

最後に、今回、緊急に耐震改修工事に着手することに伴い、設計・施工を一括発注予定である塔南高校に係る経費6,400万円について債務負担行為の増額補正を行う。

補正予算についての説明は以上だが、今回の事案が判明した経緯や今後の公表スケジュール等について、教育環境整備室から補足説明をさせていただく。

(事務局説明 俣野 教育環境整備室長)

事案が判明した経過について説明させていただく。平成29年3月、休校になってい

る小野郷小学校の体育館について、他校と同様、非構造部材の落下を防止するための対策としての天井の撤去工事を行った際、施工不良個所が確認されたことが今回の事案発覚の発端になっている。小野郷小中学校の体育館については、老朽化しており、安全面から不良個所の改修は困難と判明したので、地元協議の上、解体を決定し、平成30年度に解体を実施した。

一方で、小野郷小中学校体育館について、都市計画局において建物の耐震性と天井の揺れ方の観点で確認が進められる中で、同体育館について平成14年に建築研究協会へ委託して実施した耐震診断報告書を確認したところ、不適切な数値等が用いられていることが判明した。同業者が同委託業務で診断した他の体育館についても検証する必要があるため、解体等の予定がある棟を除く体育館8棟について都市計画局において改めて再診断したところ、8棟すべてについて耐震性が不足することが平成31年2月に判明した。

判明後、都市計画局において速やかに他の庁舎や学校施設等の耐震診断結果についても不備が無いかを点検し、本案件以外は適切に耐震診断が行われてきたことが確認できた。これまで耐震不足の建物については補強を進めてきたところであるが、旧耐震基準で建築した1,475棟のうち、「耐震性あり」と判定したもので、所管行政庁又は公的機関の認定や判定を経ていない431棟を対象として点検が行われ、「一般財団法人建築研究協会」については、本案件で一括して受注した業務以外にないことが確認された。その他、過去の耐震診断業務については受託事業者が28者あり、それらの業務執行体制について調査し、複数人による社内での照査ができていなかった18者の案件の168棟に絞り、抽出検査を行うとともに、残る10者についても、事業所に訪問し面談の上、複数人による照査が実施されていることが確認された。その結果、当該案件の他は、適切に耐震診断が行われていると都市計画局において判断されている。また、念のため、抽出した29棟以外の残る139棟についても、「一般財団法人建築研究協会」の労務提供の下、耐震診断報告書の調査を進める方向で調整を進めている。

今後、建築研究協会による自主的な公表を予定している。混乱が生じないように、学校・保護者、地元住民、関係機関等や議会に対してしっかりと説明をしまいたい。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 当時、市全体で多くの耐震診断を実施していたが、今回のケースに該当したのが教育委員会所管の学校体育館だけであったという理解でよいのか。

【事務局】 そのとおりである。

【星川委員】 一般財団法人建築研究協会とはどのような団体か。

【事務局】 京都に拠点を置く団体。主に文化財の耐震診断や改修を手掛けている。今回の事案については、担当の技術者1人に任せきりであり、複数人による照査が出来ていなかったものと説明を受けている。

- 【奥野委員】 不適切な数値が用いられていたとは、具体的にどのようなことか。
- 【事務局】 耐震診断に用いる地域係数について、誤った数値を用いていたと説明を受けている。意図的なものかミスによるものかは分かっていない。
- 【在田教育長】 当時、市全体として大量の耐震診断を業者に委託していた中、本市においても不適切な診断結果を見抜くことが出来る専門職員が揃っていなかった。平成 24 年度に制度変更があり、現在は構造に関する専門技術者を配置する必要があるため、同様の事態は起こらない体制が整備できている。
- 【在田教育長】 塔南高校については、新普通科系高校として数年後に移転開校することが決まっているが、過去には残り 1～2 年しか使用しない学校でも安全確保のため耐震補強を実施してきた経過があり、今回も可能な限りの耐震改修を実施することとしている。
- 【奥野委員】 閉校施設は、現在も使用されているのか。
- 【事務局】 現役校の第二教育施設と位置づけられている他、地元住民も使用している。今回耐震改修を実施しないこととなった元新洞小学校についても地元利用があるため、丁寧に事情を説明し理解を求めていきたい。

(議決)

教育長が、議第 3 号 教育に関する事務に係る平成 31 年度京都市一般会計補正予算について、各委員「異議なし」を確認、議決。

キ 報告事項

報告 新定時制単独高等学校施設増築工事請負契約について

(事務局説明 嶋本 教育環境整備室担当課長)

本件は、伏見工業高校と西京高校定時制を再編・統合し、「学び直し」を求める生徒や、「引きこもり傾向」にある生徒など、多様な生徒のニーズへ対応する定時制単独高校の創設に向け、校舎・体育館棟の新築、一部校舎の改修及び既存体育館を解体する工事請負契約を締結しようとするものである。

5 月市会において議決後、令和 3 年 4 月の開校に向け、7 月頃に着工を予定している。

始めに「1 経過」について御説明させていただく。

新定時制高校の教育構想については、これまで外部有識者にも参画いただきながら、プロジェクトチームやワーキンググループで検討を重ねてきた。ワーキンググループのまとめは、市民意見もいただいた上、平成 29 年 6 月に策定・公表している。本年度 4 月には、「新定時制高校開設準備室」を設置し、「まとめ」の具現化に向けた検討を進めているところである。

一方、教育構想実現に向けた施設面の整備については、平成27年9月に新校施設整備に係る基本計画、平成30年5月に基本・実施設計を策定し、今回の工事契約に至っている。

次に、「2 工事の概要」について御説明させていただく。

参考資料として、3ページから5ページに「鳥瞰図」、「現況平面図及び施設配置図」、「付近見取図」を掲載している。

(1) 工事場所については、伏見工業高校敷地の南東部である。

(2) 工事の主な内容については、4ページの現況平面図、施設配置図のとおり、敷地南側に「校舎・体育館棟」を鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建てで建築し、普通教室、特別教室、体育館、管理諸室などを整備する。

また、既存校舎(呉竹館)を改修し、小教室や、図書室と一体的に利用できるコンピュータ室、校舎・体育館棟への連絡デッキなどを整備する。

グラウンド整備地となる既存体育館の解体についても、本工事にて行い、令和2年6月頃に着工する予定である。

(3) 別途工事については、電気設備工事、空気調和及び衛生設備工事、グラウンド整備工事は本件とは別に入札を行い、請負業者を選定する。

(4) しゅん工期限については、着工命令の日から17箇月以内となっている。

(5) 契約方法、(6) 請負金額については、総合評価一般競争入札において、平成31年3月26日に、請負金額 16億6,525万2千円にて仮契約を締結している。

(7) 契約の相手方については、伏見区にある株式会社藤井組を代表者とした、株式会社あめりか屋との特定建設工事共同企業体となっている。

続いて、「3 施設の特徴」について御説明させていただく。

基本構想において、新校では「基礎学力の定着・向上」や「社会性やコミュニケーション力の育成」を通して、社会的自立の基礎を築き、進路希望の実現を目指す。また、そのために生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導や支援体制を確立するとされている。それらを踏まえた施設の特徴として、(1) 校舎・体育館棟の新築工事では、少人数教育に対応した最大25人想定 of 教室を導入するとともに、1階にカウンセリング室及び進路相談室、2階・3階には気軽に日々の相談に対応できる開かれた空間として教育相談コーナーを設置する。

また、生徒が集団の中で幅広い交流を通じて社会性を育める空間となるよう、2階中央部に様々な催しが可能な交流ホールを配置する。

(2) 既存校舎の改修では、既存図書館スペースを有効活用し、調べ学習の充実に向けてコンピュータールームを新たに設置するとともに、2階には校舎・体育館棟と既存校舎棟を接続する連絡デッキを設置し、新校舎との一体的な運用を図る。

続いて、「4 避難所機能」について御説明させていただく。

本校は指定避難所、指定緊急避難場所となっているが、水災害時にも対応可能な避難所としての機能を確保するため、校舎・体育館棟の3階に電気室を、4階にアリーナ、

ホワイエ、ユニットシャワーを配置した更衣室、多目的トイレを設置し、アリーナには、内壁・屋根に断熱材を設置するとともに、複層ガラスの採用により断熱性能を高めている。また、災害時の利用を想定し、木質ペレットを燃料としたストーブを配置するとともに、太陽光パネルと蓄電池を設置し、非常時の電源を確保している。

最後に、「5 今後の予定」について御説明させていただきます。

5月市会において議決いただければ、令和元年7月頃に着工し、令和2年11月のしゅん工を予定している。

(委員からの主な意見)

【奥野委員】以前、現地に行かせてもらったことがある。呉竹館の奥にある工業の機械が置かれている校舎などはどうなるのか。

【事務局】先行改修工事において、伏見工業高校生の学習環境を集約した上で、一部の校舎を工業の実習スペースとして活用している。

【笹岡委員】新校開校後、既存校舎等はどうなるのか。

【事務局】一部の校舎については、開校後も伏見工業高校生の在学中は、教育財産として工業の実習などに使用する。伏見工業高校生の卒業後の跡地活用については、現在未定であり、全市的な視野で検討していく必要がある。

【在田教育長】伏見工業高校は、新校の開校後1年間残るのか。

【事務局】開校当初に新2年生となる生徒が卒業するまで、西京高校は3年制、伏見工業高校は4年制であるため、最低でも新校開校後3年間は残ることとなる。

【野口委員】工業科としての機能が無くなることで、これまで定時制の工業科を希望していた生徒はどこで受け入れることになるのか。新定時制の募集定員はどの程度を想定しているか。

【事務局】市立高校における工業科の機能は、京都工学院高校に集約しており、西京高校定時制の商業を基本とする普通科の要素も組み込んで、新校は普通科として創設する。また、従前に工業科で実施してきた実習等は行わないが、モノづくりに関するカリキュラムを検討しており、これまで積み上げてきたノウハウを新校にも引き継いでいく予定である。募集定員は現在の西京と伏見工業を合わせて1学年80名を想定している。これまで定時制工業科の生徒に多くみられた勤労青少年は、近年大幅に減少しており、一方で、不登校や発達等に困りを抱える生徒が全体の3分の1を占めるなど、基礎的な学力の定着をはじめ、普通科の中でしっかりと生徒に力をつけていきたい。

【在田教育長】府内定時制の合格者は300名程度であり、募集定員に対して半分に満たない状況がある中、市立高校2校は定員を満たしており、府立高校は定員の2～3割程度に留まっている。私学のあんしん修学支援制度の充実により、年収500万円未満の世帯であればほぼ無償で高校に入学できる環境が整備され、定時制希望者の減少に拍車をかけている。近年は、定時制において、発達障害や不登校

傾向、学び直しを求める生徒も増加してきており、新たな学校はそのような期待に応えたい。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

4月3日 京都市立紫野小学校・楽只小学校統合式

4月5日 京都市立向島秀蓮小中学校開校式

4月6日～5月6日 新元号「令和」決定記念「万葉集」関連資料特別展示

4月18日 平成31年度「全国学力・学習状況調査」

4月24日 第48回京都教育懇話会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時50分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長